

## 第 43 回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領

### 【主 旨】

本コンクールは、これからの食・農・地域を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作をはじめとする農業についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することを通じて、次世代の子供たちに稲作農業の多面的機能と、お米・ごはん食の重要性を広く周知し、家族や地域の人々とのコミュニケーションづくりをはかるため行うこととします。

### 【課 題】（作文・図画両部門共通）

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食についての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現してください。

タイトルの例としては、「楽しかった農業体験」「わが家のおにぎり」「ごはん給食だいすき」などです。

### 【応募資格】

小学校および中学校に在籍する児童・生徒  
特別支援学校の小学部、中学部

### 【応募規格】（枚数・大きさ）

#### ● 作文部門

- 1 部 小学校 1 年生～3 年生  
(400 字詰め市販原稿用紙 2 枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で 800 字以内)
- 2 部 小学校 4 年生～6 年生 (400 字詰め市販原稿用紙 3 枚以内)
- 3 部 中学校 1 年生～3 年生 (400 字詰め市販原稿用紙 4 枚以内)

(注) 作文用紙 1 枚目の 1 行目に作品の題名、2 行目に学校名、学年、氏名、3 行目から本文を書き出して下さい。

(注) 本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認めます。

#### ● 図画部門

- 1 部 小学校 1 年生～3 年生
- 2 部 小学校 4 年生～6 年生
- 3 部 中学校 1 年生～3 年生

(注) B 3 判、もしくは四つ切りの市販画用紙を使用。画材はとくに制限しません。

\* 地域によって多少サイズは異なります。

## 【応募規則】

- (1) 課題にそった作品を対象とします。
- (2) 他のコンテストに応募していない作品に限ります。
- (3) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。
- (4) 図画作品でポスター形式のもの（標語・キャッチフレーズ文字の入ったもの）は応募できません。
- (5) 学校で応募の際は、別添の「応募一覧表・応募者明細表」（作文用は緑色、図画用はピンク色）を必ず添付してください。
- (6) 作品には、1点ごとに次の事項を記入した「応募票」（4頁に見本）をつけてください。つける位置は、作文は最初のページの右上にホッチキスで止めて下さい。図画は裏面中央に貼付して下さい。
  - ①作品の題名 ②氏名・性別 ③学校名・学年・組
  - ④学校の所在地（郵便番号・電話番号） ⑤本人の住所（郵便番号・電話番号） ⑥J A名
- (7) 作品の著作権は全国農業協同組合中央会に帰属します。  
なお、原則として応募作品は返却いたしません。

## 【締 切 日】

平成30年9月5日（水）

## 【 賞 賞 】

### 県

- |             |   |                   |       |     |
|-------------|---|-------------------|-------|-----|
| ●知事賞        | : | 作文・図画部門各1名（賞状と副賞） | ----- | 計2名 |
| ●J A県中央会会長賞 | : | 作文・図画部門各2名（賞状と副賞） | ----- | 計4名 |
| ●J A県中央会特別賞 | : | 作文部門各部2名（賞状と副賞）   | ----- | 計6名 |
|             | : | 図画部門各部2名（賞状と副賞）   | ----- | 計6名 |
| ●県予選特選      | : | 作文・図画部門（賞状と副賞）    | ----- | 若干名 |
| ●県予選入選      | : | 作文・図画部門（賞状と副賞）    | ----- | 若干名 |

### 全国

- |             |   |                                      |       |      |
|-------------|---|--------------------------------------|-------|------|
| ●内閣総理大臣賞    | : | 作文・図画部門各1名（賞状と副賞）                    | ----- | 計2名  |
| ●文部科学大臣賞    | : | 部門各部ごとに1名（賞状と副賞）                     | ----- | 計6名  |
| ●農林水産大臣賞    | : | 部門各部ごとに1名（賞状と副賞）                     | ----- | 計6名  |
| ●全国農協中央会会長賞 | : | 部門各部ごとに1名（賞状と副賞）                     | ----- | 計6名  |
| ●優秀賞        | : | 部門各部ごとに15名（賞状と副賞）                    | ----- | 計90名 |
| ●学校奨励賞      | : | 内閣総理大臣・文部科学大臣・農林水産大臣<br>各賞受賞者所属校（賞状） | ----- | 計14校 |

## 【入賞発表】

- （ 県 ） 平成30年10月下旬  
（ 全 国 ） 平成30年12月上旬

**【主 催】**

農業協同組合／都道府県農業協同組合中央会／全国農業協同組合中央会

**【後 援】**

内閣府／文部科学省／農林水産省／全国都道府県教育委員会連合会／全国市町村教育委員会連合会／日本放送協会（NHK）／全国連合小学校長会／全日本中学校長会／(社)全国学校図書館協議会／(社)日本PTA全国協議会／福井県

**【協 賛】**

全国農業協同組合連合会／全国共済農業協同組合連合会／農林中央金庫／全国厚生農業協同組合連合会／(株)日本農業新聞／(社)家の光協会／(社)全国農協観光協会

**【個人情報について】**

本コンクールの作品応募に際して提供された個人情報は、承諾なく第3者に提供しません。ただし、入賞者については入賞発表や表彰式などのほか、主催者の広報媒体（入賞作品集やホームページ等）への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表や使用することがあります。

**【送り先および問合せ先】**

J A福井県五連 組合員トータルサポートセンター 総合支援課 (TEL:0776-27-8218)  
〒910-0005 福井市大手3丁目2番18号  
もしくは最寄りのJ A（農業協同組合）へ

【応募票見本】

作品には必ず下記内容での応募票を作成し、添付して下さい。

作品番号 (事務局で記入します。)		
作品の題名		
ふりがな		性別
氏名		男・女
ふりがな		
学校名	立	学校 年 組
ふりがな		
学校所在地	〒	
電話番号		
ふりがな		
本人住所	〒	
J A 名		

- (注1) 太い線で囲んだ部分は必ず記入してください。ふりがなも必ず記入してください。
- (注2) 必要事項を記入の上、作文は最初のページの右上にホッチキスで止めて下さい。図画は裏面中央に貼付して下さい。
- (注3) 印刷用としてA4に2枚にレイアウトしたものを別シートでご用意しています。
- (注4) 本人住所については、個人情報保護法の観点から同意が得られなければ記入しなくても結構です。ただし、受賞された場合は事務局から個別に聞き取りをさせていただきます。

なお、審査にあたっては、次の基準に従いますので応募の際、ご注意ください。

### 〈作文部門審査基準〉

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記も正確であること（時間的余裕がある場合は、本人に差し戻し、清書させてください）。
8. 作文用紙は 1 枚目の 1 行目に作品の題名、2 行目に学校名、学年、氏名、3 行目から本文を書き出すようお願いします。

### 〈図画部門審査基準〉

#### 〈主題のとらえ方について〉

1. 子供らしい発想を尊重する。子供は時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

#### 〈基準について〉 次のようなものは審査の対象外になります。

1. ごはん及びお米を主題としていないもの。
2. スローガンや言葉を文字にして入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）。
6. 石、木片などを貼りつけたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きいものや小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚いものや、半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。

但し、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは規準内として審査対象とする。また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とする。